改正後	改正前
施設補償第二課（南関東防衛局に限る。） 施設管理課 施設取得課（沖縄防衛局を除く。） 施設取得第一課（沖縄防衛局に限る。） 施設取得第二課（沖縄防衛局に限る。） 施設取得第三課（沖縄防衛局に限る。） 返還対策課（沖縄防衛局に限る。） （業務課の所掌事務） **第三十三条**　［略］ ２・３　［略］ ［項を削る。］ **第三十九条**　削除 **附　則** **第一条～第五条**　［略］ （沖縄防衛局企画部次長の設置期間の特例） **第六条**　沖縄防衛局企画部次長のうち一人は、令和十三年三月三十一日まで置かれるものとする。 **別表**（第六十六条関係） ［略］	施設補償第二課（南関東防衛局に限る。） 施設管理課 施設取得課（近畿中部防衛局及び沖縄防衛局を除く。） 施設取得第一課（近畿中部防衛局に限る。） 施設取得第二課（沖縄防衛局に限る。） 施設取得第三課（沖縄防衛局に限る。） 返還対策課（沖縄防衛局に限る。） （業務課の所掌事務） **第三十三条**　［同上］ ２・３　［同上］ ４　近畿中部防衛局の業務課は、第一項の規定にかかわらず、同項第一号、第二号、第三号（総務部の所掌に属するものを除く。）及び第五号から第七号までに掲げる事務をつかさどる。 （施設取得補償課の所掌事務） **第三十九条**　施設取得補償課は、第二十二条各号及び第二十四条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。 **附　則** **第一条～第五条**　［同上］ （沖縄防衛局企画部次長の設置期間の特例） **第六条**　沖縄防衛局企画部次長のうち一人は、令和五年三月三十一日まで置かれるものとする。 **別表**（第六十六条関係） ［同上］

所轄地方防衛局又は地方防衛支局	名称	位置
沖縄防衛局	名護防衛事務所	名護市

所轄地方防衛局又は地方防衛支局	名称	位置
沖縄防衛局	那覇防衛事務所	那覇市
	名護防衛事務所	名護市

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第四条　駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則（平成十九年防衛省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
附　則 **第一条**　［略］ （令和五年度から令和十三年度までの間における計画点数の修正に関する特例） **第二条**　令和五年度から令和十三年度までの間において、第八条第一項の規定により第三条第十四号の計画点数の修正を行う対象市町村のうち、当該修正を行う年度前の計画点数（同条第十三号の計画進捗率が三分の二の割合のものに限る。）が第八条第三項の規定の適用を受けているものについては、交付終了年度までの間、国の行為（不作為を含む。）又は自然現象に起因して計画進捗率が三分の二の割合が継続する場合の、同条第二項の規定の適用については、同項中「再編点数から当該年度前の全ての年度の計画点数を減じて得た数値に当該年度以後の年度の	**附　則** **第一条**　［同上］ （防衛施設庁組織規則の一部改正） **第二条**　防衛施設庁組織規則（平成十三年内閣府令第五号）の一部を次のように改正する。 附則第二条の次に次の一条を加える。 （防衛施設庁総務部会計課の所掌事務の特例） **第二条の二**　防衛施設庁総務部会計課は、第五条各号に掲げる事務のほか、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。）第四章の規定が効力を有する間、駐留軍再編特別措置法第十六条第一項の規定によ